

ねんきんナビ

人生の節目には年金の届け出を忘れずに

就職や退職など人生の節目には年金の届け出が必要です。

届け出を忘れると、将来受け取る年金が少なくなったり、受給できなくなる場合があります。

次のようなときは必ず資格取得・種別変更届を提出してください。

- ・厚生年金や共済組合の資格を喪失したとき
- ・配偶者の退職等により、第3号被保険者*でなくなったとき
- ・配偶者の65歳到達により、第3号被保険者*でなくなったとき
- ※第3号被保険者=厚生年金、共済組合に加入している被保険者に扶養されている配偶者。市民課で手続き可能です。身分確認できる

もの（運転免許証、マイナンバーカード等）、社会保険資格喪失証明書（退職・扶養喪失された方）を持参してください。

※就職し厚生年金に加入するときや、会社員の配偶者として扶養に入り国民年金第3号被保険者に該当するときは、勤務先で手続きをしてください。

◆保険料の改正

令和7年4月から翌年3月までの国民年金保険料は、月額17,510円となります。

納付書は、4月に日本年金機構から郵送される予定です。

〒千葉年金事務所 ☎043(242)6320
市民課高齢者医療年金班 ☎(70)0336

国民健康保険切り替えの届け出

就職や退職等に伴い、職場の健康保険に入った方や、やめた方は、国民健康保険（国保）の手続きが必要となります。

また、進学に伴い、親元を離れて下宿するときも、手続きが必要場合があります。

◆必要なもの

①職場の健康保険をやめたとき（国保に入る手続き）

・健康保険の資格喪失証明書

②職場の健康保険に入ったとき（国保をやめる手続き）

・国保の保険証または資格確認書（回収します）

・新たに加入した健保組合等

から交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書

③国保に加入している学生が修学に伴い、親元を離れて他市町村へ転出するとき（マル学）

・在学証明書または学生証

※引き続き本市国保の被保険者となり、国保税は扶養義務者へ賦課されます。

④共通事項

▼手続きできる場所

市民課、白里出張所

▼手続きできる方

本人もしくは同一世帯の方（その他の方は、委任状が必要です）



・手続きの際には、該当者全員の個人番号が分かるものと、届出者の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）が必要です。

・4月は市役所の窓口が大変混み合います。時間に余裕をもってお越しください（例年午後の方が待ち時間が比較的短い傾向があります）。

〒市民課国保班 ☎(70)0334

住所を異動する際は正確な住所の届け出を

入学・就職・転勤等による引越で、住所を異動される方は、「正確な住所の届け出」が必要です。

住民票の住所の異動届（転入届・転入届・転居届など）は、国民健康保険および国民年金

引っ越しの際は「し尿くみ取り」の手続きを忘れずに

引っ越しなどにより、くみ取り式トイレを新たに利用する方や利用しなくなる方は、し尿くみ取りに関する手続きが必要です。

住民票異動の手続きだけでは自動的に加入や取消しとはなりません。

◆手続きを忘れた場合

・新規しくみ取りが必要になったり、作業の手配は手続きをされた後となるため、実施までに時間がかかります。

・取消し・転出・転居後も、今までどおりくみ取りが行われ料金が発生する場合があります。

▼手続きしくみ取り場所の市役所・町役場の環境衛生担当

児童手当の申請はお済みですか？

児童手当法の一部改正により、令和6年10月分（12月支給）から支給対象が拡充されました。

次に該当する方は新たに申請が必要です。お手続きをお願いします。

- ▶申請が必要な方
- ・所得上限超過によって、令和6年9月分を受給していない方
- ・末子が高校生年代（平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれ）の方
- ・令和6年9月分を受給しており、大学生年代（平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の子がいて、かつ、子が3人以上いる方

▶申請期限=3月31日(月)

期限までに申請した場合、遡って10月分（12月支給分）から支給対象となりますが、4月1日(火)以降に申請した場合は、申請月の翌月分からの支給となります。

- ▶その他
- ・本市から児童手当等を受給している世帯、本市に住民登録のある高校生年代の子がいる世帯を対象にお知らせ文を送付しています。
- ・申請者が公務員である場合は勤務先へ、単身赴任や通学のため申請者が市外居住で子と別居している場合は、お住まいの市区町村へ問い合わせください。

〒子育て支援課児童家庭班

☎(70)0331

●変更後の内容

	令和6年10月分(12月支給分)から
3歳未満	第2子まで 月額1人当たり15,000円 第3子以降 月額1人当たり30,000円
3歳から高校生まで	第2子まで 月額1人当たり10,000円 第3子以降 月額1人当たり30,000円
所得制限	なし
特例給付	廃止
多子加算対象	22歳に達した年度末までのお子さん（大学生年代）
支給回数	年6回（2月・4月・6月・8月・10月・12月）

3月は児童扶養手当の支払期です

現在、手当を受給されている方または令和6年12月までに新たに認定を受けた方は、3月11日(火)に市から2か月分（令和7年1月分～2月分）が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書（ピンク色）に記載してあります金融機関の口座にてご確認ください。

〒子育て支援課児童家庭班

☎(70)0331

区・自治会に加入しましょう

住みよいまちをつくるために区・自治会に加入しましょう。連絡先が不明な場合は問い合わせください。

◆区・自治会の主な活動

防災活動、環境美化、防犯灯の設置・管理、防犯活動、文化・レクリエーション活動、広報活動、募金の協力など。

◆加入方法

お住まいの地域の区長・自治会長に申し出てください。

〒市民協働推進班内 ☎(70)0342

安全安心コーナー

進学・進級時における少年の非行被害防止対策の推進

進学・進級の時期は、生活環境の変化に伴い、少年が深夜徘徊、喫煙、飲酒等の不良行為や、万引き、大麻をはじめとする薬物乱用等の非行に走りやすく、また、SNS等のコミュニティサイトの利用をきっかけに、犯罪被害に遭うケースも少なくありません。

- ・お子さんのインターネット等の利用に起因する被害やトラブルを防止するには、保護者が責任をもって次のようなことを行うことが重要です。
- ・ペアレンタルコントロール（保護者による管理）
- ・積極的なフィルタリングの利用
- ・時間管理機能、課金制限機能等による適切な利用
- ・話し合いによる家庭内のルールづくり

◆少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実
少年たちが「闇バイト」に応募し、犯罪行為に加担するまでの流れで最も多く見られるのが次の流れです。

進学・進級により人脈は広がりますが、悪い繋がりには必ず絶ちましょう。

- ①自らSNSで「高額報酬」等を検索・応募
- ②犯行グループから連絡が入り、匿名性の高いアプリでやりとり
- ③犯行グループに言われるがまま個人情報を送信
- ④犯罪行為への加担を拒否すれば犯行グループが個人情報を基に脅迫

◆ご注意ください

- ・「闇バイト」は犯罪です！簡単に稼げるバイトはありません。
- ・安易な応募は絶対だめ！先輩・友人等から

の甘い誘いはきっぱり断りましょう。

- ・犯行グループには身分証や顔写真など個人情報情報は絶対に送信しないこと。
- ・「一度やってみたら」ら最後、脅迫されて抜け出せず自分や家族に危険が及びます。
- ・もし巻き込まれそうになったら家族や警察に相談しましょう。

〒千葉県警察少年センター ヤング・テレホン（電話相談） ☎0120(783)497
東金警察署生活安全課 ☎(54)0110

●3月の移動交番車開設予定

開設場所	開設予定日	開設時間
セブンイレブン	5日(水)	14時～15時
大網白里季美の森店	19日(水)	14時～15時
DCM(旧ケーヨーD2)	14日(金)	14時～15時
大網永田店	26日(水)	10時～11時30分
主婦の店大網店	14日(金)	10時～11時30分
	25日(火)	14時～15時
農村環境改善センター	5日(水)	10時～11時30分
	18日(火)	10時～11時30分
みどりが丘自治会館	6日(木)	14時～15時
	27日(木)	14時～15時
ショッピングセンターアミリイ	17日(月)	14時～15時
	28日(金)	14時～15時
大網白里市役所	3日(月)	10時～11時30分
国保大網病院	4日(火)	10時～11時30分

道路上にある動物の死骸は、詳しい場所や状態をお知らせください。私有地や私道の場合は、管理者の責任で処理してください。

〒(市道)地域づくり課環境対策班 ☎(70)0386(夜間・休日=☎(70)0300) (国道・県道)山武土木事務所 ☎(54)1132